

あなたのお仕事には

「目黒区公契約条例」が適用されています

件名	
履行場所	
履行期間	

この業務は、目黒区公契約条例の適用対象となる契約に該当します。この条例では、当該業務に従事する労働者等が、区の定める労働報酬下限額から算出する基準額以上の報酬を受け取れること等が規定されています。

● 目黒区公契約条例とは？

目黒区公契約条例は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、優れた人材を確保できる環境の整備及び公契約の適正な履行の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目指しています。

区役所

- ・ 公共工事、サービスの品質の向上
- ・ 優良事業者の支援・育成

事業者

- ・ 優秀な人材の確保、定着
- ・ 経営環境の改善

区民サービスの向上
地域経済の活性化

区民(住民)

- ・ 区民サービスの質の向上
- ・ 安全で快適な区有施設の実現

労働者

- ・ 適正な労働条件の確保
- ・ 仕事に対する意欲の向上

● どんな契約が対象？

- ・ 工事請負契約（予定価格 5,000 万円以上）
- ・ 業務委託契約（施設の総合管理業務、または給食調理業務で予定価格 1,000 万円以上）
- ・ 公の施設の指定管理（施行規則で定める施設）

（裏面に続きます）

● 条例の適用となる労働者等は？

- ・ 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する者
 ※正社員、パートタイマー、アルバイト等雇用形態を問いません。
- ・ 労働者派遣法に基づき、受注者及び受注関係者へ派遣される派遣労働者
- ・ 受注者及び受注関係者との請負契約により、自らが提供する労務の対価を得る者（いわゆる一人親方）

【次に掲げる者は、公契約条例の規定が適用されません】

- 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
- 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限ります。）
- 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- 公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員等）
- 公契約に係る業務に従事する時間が極めて短い者（従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者）
- 工事請負契約における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）

● 労働報酬下限額とは？

労働者等に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限の額を「労働報酬下限額」といいます。労働者等は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の報酬を受け取れることができます。

労働報酬下限額	別紙のとおり
---------	--------

● 申出をする場合の申出先は？

労働者等は、基準額以上の報酬を受け取っていないときは、その旨を次の（1）から（3）のいずれかに文書で申出することができます。

（1）発注者	目黒区役所 総務部契約課 （提出先） 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 （電話） 03-5722-9668
（2）受注者（元請業者）	
（3）受注関係者（下請負者等）	

※ 申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けることはありません。

工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る
令和8年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,455
2	普通作業員	3,038
3	軽作業員	2,105
4	造園工	3,117
5	法面工	3,780
6	とび工	3,725
7	石工	3,725
8	ブロック工	3,645
9	電工	3,860
10	鉄筋工	3,803
11	鉄骨工	3,353
12	塗装工	4,107
13	溶接工	4,287
14	運転手（特殊）	3,500
15	運転手（一般）	2,880
16	潜かん工	4,197
17	潜かん世話役	5,030
18	さく岩工	4,725
19	トンネル特殊工	4,253
20	トンネル作業員	3,612
21	トンネル世話役	4,815
22	橋りょう特殊工	4,130
23	橋りょう塗装工	4,107
24	橋りょう世話役	4,725
25	土木一般世話役	3,870

No.	職 種	労働報酬下限額
26	高級船員	4,467
27	普通船員	3,680
28	潜水士	5,930
29	潜水連絡員	4,298
30	潜水送気員	4,040
31	山林砂防工	3,657
32	軌道工	6,605
33	型わく工	3,713
34	大工	3,443
35	左官	3,803
36	配管工	3,387
37	はつり工	3,510
38	防水工	4,298
39	板金工	4,028
40	タイル工	3,128
41	サッシ工	3,747
42	屋根ふき工	3,941
43	内装工	3,870
44	ガラス工	3,758
45	建具工	3,312
46	ダクト工	3,387
47	保温工	3,218
48	建築ブロック工	3,313
49	設備機械工	3,150
50	交通誘導警備員A	2,307
51	交通誘導警備員B	2,105

【備考】上記の職種に当たらない次の労働者については、1,637円とする。

- (1) 見習い・手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者